

「もしも」の広場

VOL.7

○葬儀はいくらからできますか
○宗教者（お寺や神社・教会など）との付き合いがない場合
○『家族葬って何だ？』
○『通夜の心得』



【葬儀はいくらからできますか】

「葬儀はいくらからできますか？」
「積立はできますか？」
「電話や立ち話でよく相談されるのが、これらの問い合わせです。実は、これらは難しい質問です。なぜ『難しい』のか？それは、

電話や立ち話程度で簡単に済む内容ではないからです。具体的に言うと、お互いの考えている「最低の葬儀内容（葬儀のイメージ）」がはつきりと確認ができなければ、お客様と業者とで大きなギャップが

生じる恐れがあるからです。確認できないまま話を進めて、後で困ったことにしたくないから「簡単には答えられない」難しい質問なのです。

お客様の中には「簡単」とか「便利」にばかり目が向いたり、話の中身をご自分の尺度だけで理解してしまったりする方がいらっしゃるようですが。たとえば積立制度を勧める会社の「毎月わずかな掛け金で、積立金額の2倍以上の葬儀を保障！」という謳い文句に乗ってしまった方。

この「わずかな掛け金」を簡単・便利と考え、「積立金の2倍」を額面以上に解釈され、積立金を遣つても、それ以上に高額な請求だったという事例はよくあることです。

「手取り早く話しを聞きたい」というお客様にこそ腰を据えて説明をしたいのですが、「そんな面倒は嫌だもういい」と、話を切られてしまうこともあります。しかし、葬儀を行う際の家庭の状況や費用も含めた葬儀

に関する希望を把握した上で、それぞれの家庭に適したアドバイスやプランを提示し、それに伴って最終的な費用の目安（見積もり）を説明するのが葬儀社として責任ある態度だと思います。

じつくりと話しをしたお客様の大半からは、「話すことでの、知らなかつたこと・気づいていなかつたことを発見できたり、「前もつて考えておいた」とか、「前もつて考えておくことで、そのときにあわてていなかつたことを発見できたり、「死を前もつて考えた」というような言葉をいただいております。

「死を前もつて考えた」というお気持ちはよくわかります。しかし、葬儀に関することは隣同士であつても、同じ家族であつても異なることがたくさんあるのです。ご家族を送つた経験がそのまま別の葬儀に役立つとは限りません。だから、「前もつて」「じっくりと」考えることが大切なのです。

子供がいない家庭の場合、宗教者とのお付き合いがない場合、子供と離れて生活している場合などは特に事前に考えておくことがたくさんあります：

『宗教者（お寺や神社・教会など）との付き合いがない場合』

最近は宗教者とのお付き合いのない方も多数いらっしゃるようです。そのような方は宗教者の選択に関して事前に検討しておく方がよいと思います。いざそのときになつてから決定しようとすると、判断材料や選択肢が限られてしまって後悔することになりかねません。以下に挙げる点を参考にしてぜひ早目から検討してみてください。なお仏式を例にしていますが、他の宗教でも考え方は同じです。

寺院の選択（依頼）

最最終的には、
●どの宗派にするのか
ということを決めるわけです
が、そのための材料として以下のことがらがあります。
○今後誰が供養していくのか
(実際に寺院と付き合っていくのは誰か)
○どのようなお付き合いをしていくのか(葬儀以後も付き合っていく)

誰が中心となつて供養していくのか

昔のように「長男が家を引き継ぎ、先祖の供養をしていく」という考え方は、今では必ずしも当てはまらなくなつてしまっています。子供の代だけでなく、孫・ひ孫と将来的なことも考慮してそれぞれのご家庭に合った形を選ぶ必要があります。

墓地や納骨堂を持つていない

○寺院の場所は
(近いか遠いか、交通手段は)

○先祖の宗派に合わせるのか
○その宗派の教え(考え方)はどうなのか

○檀家(門徒)になることの意味を理解しているのか
○お布施

(経済的な問題を長い目で考えたら)
○墓地・納骨堂をどうするのか
(寺院に納骨場所はあるのか)

○その他
これらを総合的に考えていくことで、ある程度の判断ができると思います。

前記のことについて、若干補足
しましよう。

墓地・納骨堂を持つていない方にとっては、依頼する寺院にそれがあるのかどうかは重要な判断材料だとえます。墓地・納骨堂の費用は、各寺院で異なりますが、一般に使い勝手のよさや大きさ、管理の面などは、民間のものに比べると良心的であるといえます。また、高齢になるとくると寺院と墓地・納骨堂が別の場所にあると足が遠のきがちになるようです。そうした面からも、寺院の墓地・納骨堂の方が安心できるのではないかでしょうか。

元気なうちであれば、時間的にも精神的にも余裕を持つ幅広く考えることができるはずです。ぜひご検討を。

相続で必要になるお金にまつわる主な手続き

(日本経済新聞より抜粋)

	手続きの内容	手続き先	手続きに必要となる主な書類など(注2)
早めにする必要がある手続き	遺族年金の請求、未支給年金・保険給付請求書(注1)の提出	年金事務所、年金相談センター、市区町村	死亡診断書、年金請求書、相続人の戸籍謄本、住民票、年金手帳や年金証書 未支給年金・保険給付請求書は複写になっており、2枚目が年金受給権者死亡届となっている
	労働者災害補償保険(労災保険)の給付(葬祭料や年金)請求	勤務していた会社などを所轄する労働基準監督署	死亡診断書、給付(葬祭料、遺族補償年金)の請求書、亡くなった人の戸籍謄本(除籍)
	健康保険、国民健康保険などへの埋葬料、葬祭費などの請求	市区町村、健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)、共済組合	死亡診断書、埋葬料などの請求書、被保険者証
	被相続人(亡くなった人)の所得税の確定申告(準確定申告)	被相続人の住所を管轄する税務署	被相続人の所得税の確定申告書やその付表、公的年金等の源泉徴収票
遺産分割が通常は前提になる手続き	不動産の所有権移転登記	登記所(法務局、地方法務局・支局、出張所)	被相続人の戸籍謄本(除籍)、改製原戸籍謄本、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、遺産分割協議書、登記申請書、固定資産評価証明書
	預貯金の名義変更や換金	金融機関	被相続人の戸籍謄本(除籍)、改製原戸籍謄本、名義書換請求書、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書
	株式、投資信託、債券の名義変更や換金	証券会社など	被相続人の戸籍謄本(除籍)、遺産分割協議書、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、相続税申告書
	相続税の申告	被相続人の住所を管轄する税務署	被相続人の戸籍謄本(除籍)、遺産分割協議書、相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、相続税申告書

(注1) 年金は亡くなった月まで支払われる所以、家族がそれを受け取るために、請求書の提出が必要。通常、遺族年金の請求と同時にする。

(注2) 戸籍事務をコンピューター処理するようになって以降、戸籍事項のすべてを証明する書類は「戸籍謄本」ではなく、「戸籍全部事項証明書」と呼ばれる。

上表では便宜上「戸籍謄本」に用語を統一した。書類は他にも必要なものがあり、手続き先に確認が必要。

『通夜の心得』



【通夜への参列】

通夜は葬儀・告別式と異なり、正式な喪服でなくとも構いませんが、突然のことで勤務先から駆け付けるような時でも、できれば男性はネクタイと靴下を取り換えるぐらいの心配りはしたいのです。

女性もお化粧を地味目にし、アクセサリーなどは外した方がいいでしょう。

男女とも、数珠があれば持参します。

【通夜ぶるまい】

通夜が終わつた後、軽い酒席が用意されていることがあります。これを「通夜ぶるまい」とい、弔問者の身を清めていたぐと、いう遺族の思いの表れですから、勧められたら快く席に着きましょう。

通夜ぶるまいの席では、遺族や席が近くの方と故人の思い出などを語りますが、故人とは関係のない仕事の話やめたい話は避けるようにします。また、「目覚まし」と言

われ、お酒を勧められることがありますが飲みすぎにも注意しましょう。

遺族の方の疲れにも気を配り、「また明日伺わせていただきますので、今日はこれで失礼いたします」とか「今夜は最後のお別れをさせていただき、ありがとうございました。

どうぞお疲れが残りませぬよう」といった挨拶をして早めに退席しましょう。

【遺族に対するお悔みの言葉】

通夜や葬儀での言葉遣いには特に気を配りましょう。かけがえのない大切な人を亡くした遺族の心中を察して思いやりが大切です。悲しみを和らげ勇気づけるような言葉かけをしたいのです。なかなか難しいですが、基本は真心を込めてこと。言葉は少なくとも大丈夫です。

あまり親しい関係でないときは、控え目な挨拶にします。

●例

「この度はとんだことで…

心よりお悔やみ申し上げます」

短い言葉でも十分に気持ち

は通じます。

●注意1

「かえすがえすも…」「ますます」などの重ね言葉は禁句です。

●注意2

「ご逝去」「ご他界」「思わず知らせ」「悲しい知らせ」などの言葉は使えますが、「死亡・死去」のように「死」という言葉は使えません。

●注意3

遺族と親しい間柄であっても、最期の様子や死因を話題にするといった粗野な態度は慎まなければなりません。

●注意4

「ご寿命」とは言いますが「天寿を全うされ」などは、他人が判断できることではないので使いません。



『家族葬つて何だ?』

北九州葬祭業協同組合では、年一、二回ほどサービスの向上を目指して研修会を開催しております。今年も五月二十五日に研修会が開催されましたが、その中で家族葬のことが取り上げられました。そこで大先輩の方が提起されたことです。

ないことがある。葬儀の準備は全部葬儀社がしている。そんな時代だからこそ、お別れに家族の手が入る「家族葬」が必要なのではないか。家族の手で送つてあげられる葬儀が家族葬なのだと思う。

家族が全員で生活するのが当たり前であった時代は、親が歳をとつたら子供がみんなで介護し、その親が亡くなつた時はみんなで送り出したものだ。お膳を作るのも、遺体に死化粧を施すのも、僧侶を招く準備をするのも家族の手で行つた。その意味では昔の葬儀はみんな「家族葬」だった。

ところが現代は家族が別々の場所に生活し、親の介護も病院や施設に任せている。亡くなる時も家族が看取ら

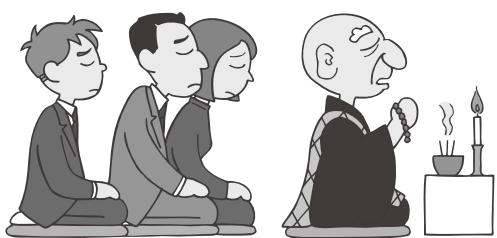
お連れして、最後に遺骨を役所にお預けするだけのとでも葬儀とは呼べないものだからです。

先日も同様の依頼がありました。いつものようにご遺体を斎場に安置したのが昼過ぎ。あとは翌日になるのを待つて火葬場へ向かうだけの手続きだったはずが、このときは違っていました。

夕方になつて二人の男性が斎場にいらっしゃいました。

笑い声も混じる温かいお別れでした。
確かに○○さんには見送る家族は誰もいませんでした。
しかし、家族に代わるNPOの方、ホームレスの仲間の温かなまなざしの中で旅立つていかれました。葬儀社にはあります「葬儀」がそこにはありました。これが大先輩の言われた「家族葬」の本質なのかもしれません。

お別れに家族の手が入る、
家族の手で
送つてあげる葬儀が
家族葬なのだ・



北九州葬祭業協同組合

事務局 株式会社イフケア北九州内
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号



0120-207-995

編集責任者:戸高 正郁 編集者:角田 周一・原田貴之・有門 奈美・柳 昌男・松田 伸二 編集事務局:神田 紀久男

■組合加盟社			
・(株)阿部光林社	tel.093-641-3333	・(有)積善社	tel.093-321-4418
・(有)公益社	tel.093-245-0204	・(有)曾根葬儀社	tel.093-471-6376
・(株)光善社	tel.093-761-2559	・(有)中村組葬儀社	tel.093-941-1411
・(有)小倉丸喜	tel.093-931-4626	・(有)博善社	tel.093-921-1291
・(株)小宮	tel.093-661-4444	・(有)行橋造花店	tel.0930-22-1507

気になっていることがありますらご連絡下さい。ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。
事前相談承っております。